

※店舗ごとに作成し、当該店舗の給付額を福岡県感染拡大防止協力金申請書(様式第1号)に転記してください。

【第14期】協力金支給申請額計算書

以下のフロー図の質問を基に、該当する計算方法を選択していただき、数値を入力してください。

※1日あたりの売上高は、消費税・地方消費税を除いた額となります。提出書類上の売上高が消費税・地方消費税込みで記載されている場合は、消費税・地方消費税を除いた金額がわかる書類を、別途作成して提出してください。

【売上高方式】 ※日数の算定にあたっては、休業日(定休日や不定休による店休日)を含みます。

中小企業ですか？

※ 中小企業は、飲食業については資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人。ただし、カラオケなどのサービス業については、資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人。

はい  いいえ  裏面の売上高減少額方式へお進みください

平成31年又は令和2年又は令和3年の1日当たり飲食業売上高を計算してください。計算方法は下記A・B・Cいずれかを選択可能です。  
 ※月々の売上高が不明な場合は右側の売上高方式(年間売上高による申請)が利用可能です。

**A 月単位方式**

(平成31年又は令和2年又は令和3年の1月の飲食業売上高+2月の飲食業売上高)÷1月及び2月の日数(59日又は60日)=1日当たりの飲食業売上高

平成31年又は令和2年又は令和3年1月の飲食業売上高 円 + 平成31年又は令和2年又は令和3年の1~2月の飲食業売上高計 円 ÷ 59日 又は 60日 = 平成31年又は令和2年又は令和3年の1日当たり飲食業売上高 ① 円

※ 令和2年2月29日の売上高が含まれる場合は60日、含まれない場合は59日を選択して計算してください。(1円未満切り上げ)

**B 時短要請期間方式**

(平成31年又は令和2年又は令和3年の時短協力期間と同期間の飲食業売上高)÷時短協力日数=1日当たりの飲食業売上高

平成31年又は令和2年又は令和3年の時短協力期間と同期間の飲食業売上高 円 ÷ 28日 (新型コロナ特例申請の場合: 日) = 平成31年又は令和2年又は令和3年の1日当たり飲食業売上高 ① 円

(新型コロナ特例での記入方法) (開店日:令和 年 月 日)※開店日を記入ください  
 開店日が令和2年1月24日より後の場合は、開店日から令和2年3月31日までの飲食業売上高も選択可能です。(上記の飲食業売上高の欄に記入)  
 開店日から令和2年3月31日までの日数を時短協力日数の欄に記入 ※特例利用 開店日:令和2年2月1日の場合、日数は60日として入力

**C 新規開店特例方式**

(※時短要請月を基準に、開店1年未満の場合に使用してください。)  
 (開店日から時短協力開始日の前日までの飲食業売上高)÷(開店日から時短協力開始日の前日までの日数)=1日当たりの飲食業売上高

開店日から時短協力開始日の前日までの飲食業売上高 円 ÷ 開店日から時短協力開始日の前日までの日数 日 = 1日当たりの飲食業売上高 ① 円

※ 過去の要請に応じた期間が含まれる場合は、その期間の売上を除くことができます。(1円未満切り上げ)

7万5,000円を超えますか？

はい  いいえ

平成31年又は令和2年又は令和3年からの飲食部門における1日あたりの売上高減少額が25万円を超えている場合は裏面の方式も選択可能です。

支給額は1日当たり30,000円です。支給額は840,000円となります。

30,000 円 × 28日 = 840,000円  
 計算書の提出は不要です

上記で計算した①の数字を転記してください。

平成31年又は令和2年又は令和3年の1日当たり飲食業売上高 ① 円 × 0.4 = 1日当たりの給付単価 円

千円未満切り上げ

1日当たりの給付単価 000円 × 28日 = 当該店舗の給付額 000円

※上限:100,000円

※先渡給付を受けられている方は上記で計算された給付額(審査の結果変更の可能性あり)より57万円を引いた差額が給付金となります。(先渡給付額を引かず給付金額を記入してください)

支給額等を必ずご確認の上、「上記内容で申請します」にチェックしてください。  上記内容で申請します(売上高は税抜き金額で計算した)

※1日あたりの売上高は、消費税・地方消費税を除いた額となります。提出書類上の売上高が消費税・地方消費税込みで記載されている場合は、消費税・地方消費税を除いた金額がわかる書類を、別途作成して提出してください。

【売上高方式(年間売上高による申請)】 ※平成31年又は令和2年又は令和3年の月別の売上が不明な場合に申請可能

中小企業ですか？

※ 中小企業は、飲食業については資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人。ただし、カラオケなどのサービス業については、資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人。

はい  いいえ  裏面の売上高減少額方式へお進みください

平成31年又は令和2年又は令和3年の1日当たり飲食業売上高を計算してください。

平成31年又は令和2年又は令和3年の年間の飲食業売上高 円 ÷ 365日 又は 366日 = 平成31年又は令和2年又は令和3年の1日当たり飲食業売上高 ① 円

※ 令和2年2月29日の売上高が含まれる場合は366日、含まれない場合は365日を選択して計算してください。(1円未満切り上げ)

7万5,000円を超えますか？

はい  いいえ

平成31年又は令和2年又は令和3年からの飲食部門における1日あたりの売上高減少額が25万円を超えている場合は裏面の方式も選択可能です。

支給額は1日当たり30,000円です。支給額は840,000円となります。

30,000 円 × 28日 = 840,000円  
 計算書の提出は不要です

上記で計算した①の数字を転記してください。

平成31年又は令和2年又は令和3年の1日当たり飲食業売上高 ① 円 × 0.4 = 1日当たりの給付単価 円

千円未満切り上げ

1日当たりの給付単価 000円 × 28日 = 当該店舗の給付額 000円

※上限:100,000円

※先渡給付を受けられている方は上記で計算された給付額(審査の結果変更の可能性あり)より57万円を引いた差額が給付金となります。(先渡給付額を引かず給付金額を記入してください)

支給額等を必ずご確認の上、「上記内容で申請します」にチェックしてください。  上記内容で申請します(売上高は税抜き金額で計算した)

※店舗ごとに作成し、当該店舗の給付額を福岡県感染拡大防止協力金申請書(様式第1号)に転記してください。

【第14期】協力金支給申請額計算書

以下のフロー図の質問を基に、該当する計算方法を選択していただき、数値を入力してください。

※1日あたりの売上高は、消費税・地方消費税を除いた額となります。提出書類上の売上高が消費税・地方消費税込みで記載されている場合は、消費税・地方消費税を除いた金額がわかる書類を、別途作成して提出してください。

【売上高減少額方式】※日数の算定にあたっては、休業日(定休日や不定休による店休日)を含みます。

平成31年又は令和2年又は令和3年の1日当たり飲食業売上高と令和4年の1日当たり飲食業売上高を計算してください。計算方法は下記A・B・Cいずれかを選択可能です。

※月々の売上高が不明な場合は右側の売上高減少額方式(年間売上高による申請)が利用可能です。

**A 月単位方式**

平成31年又は令和2年又は令和3年の1月の飲食業売上高  
円

+

平成31年又は令和2年又は令和3年の1~2月の飲食業売上高計  
円

=

平成31年又は令和2年又は令和3年の1日当たり飲食業売上高  
円

÷

いずれかに○をつけてください(※)  
59日  
60日

=

①  
円

※ 令和2年2月29日の売上高が含まれる場合は60日、含まれない場合は59日を選択して計算してください。(1円未満切り上げ)

令和4年1月の飲食業売上高  
円

+

令和4年2月の飲食業売上高  
円

=

令和4年の1~2月の飲食業売上高計  
円

÷ 59日 =

令和4年の1日当たり飲食業売上高  
円

(1円未満切り上げ)

**B 時短要請期間方式**

平成31年又は令和2年又は令和3年の時短協力期間と同期間の飲食業売上高  
円

÷

28日  
(新型コロナ特例申請の場合: 日)

=

①  
円

(1円未満切り上げ)

↑ 同じ日数を記入 ↓

令和4年の時短協力期間の飲食業売上高  
円

÷

28日  
(新型コロナ特例申請の場合: 日)

=

②  
円

(1円未満切り上げ)

〈新型コロナ特例での記入方法〉(開店日:令和 年 月 日)※開店日を記入ください  
開店日が令和2年1月24日より後の場合は、開店日から令和2年3月31日までの飲食業売上高も選択可能です。  
(上記の平成31年又は令和2年又は令和3年の飲食業売上高の欄に記入)  
開店日から令和2年3月31日までの日数を時短協力日数(上の欄)に記入 ※特例利用 開店日:令和2年2月1日の場合、日数は60日として入力  
令和4年に関しては時短協力期間の飲食業売上高・時短協力日数(下の欄)をそれぞれ記入してください。

**C 新規開店特例方式**

(※時短要請月を基準に、開店1年未満の場合に使用してください。)  
(開店日から時短協力開始日の前日までの飲食業売上高)÷(開店日から時短協力開始日の前日までの日数)=1日当たりの飲食業売上高

開店日から時短協力開始日の前日までの飲食業売上高  
円

÷

開店日から時短協力開始日の前日までの日数  
日

=

①  
円

(1円未満切り上げ)

※ 過去の要請に応じた期間が含まれる場合は、その期間の売上を除くことができます。

令和4年の時短協力期間の飲食業売上高  
円

÷

28日

=

②  
円

(1円未満切り上げ)

上記で計算した①②の数字を転記してください。

( ① 円 - ② 円 ) × 0.4 = 1日当たりの給付単価 円

千円未満切り上げ

1日当たりの給付単価※ 000円 × 28日 = 当該店舗の給付額 000円

※上限:200,000円

支給額等を必ずご確認の上、「上記内容で申請します」にチェックしてください。

上記内容で申請します (売上高は税抜き金額で計算した)

※1日あたりの売上高は、消費税・地方消費税を除いた額となります。提出書類上の売上高が消費税・地方消費税込みで記載されている場合は、消費税・地方消費税を除いた金額がわかる書類を、別途作成して提出してください。

【売上高減少額方式(年間売上高による申請)】 ※平成31年又は令和2年又は令和3年の月別の売上が不明な場合に申請可能

平成31年又は令和2年又は令和3年の1日当たり飲食業売上高を計算してください。

平成31年又は令和2年又は令和3年の年間の飲食業売上高  
円

÷

365日  
366日

いずれかに○をつけてください(※)

=

平成31年又は令和2年又は令和3年の1日当たり飲食業売上高  
円

①

(1円未満切り上げ)

※ 令和2年2月29日の売上高が含まれる場合は366日、含まれない場合は365日を選択して計算してください。

令和4年の1日当たり飲食業売上高を計算してください。計算方法は下記A・Bいずれかを選択可能です。

**A 月単位方式**

令和4年1月の飲食業売上高  
円

+

令和4年2月の飲食業売上高  
円

=

令和4年の1~2月の飲食業売上高計  
円

÷ 59日 =

令和4年の1日当たり飲食業売上高  
円

(1円未満切り上げ)

**B 時短要請期間方式**

令和4年の時短協力期間の飲食業売上高  
円

÷

28日

=

②  
円

(1円未満切り上げ)

上記で計算した①②の数字を転記してください。

( ① 円 - ② 円 ) × 0.4 = 1日当たりの給付単価 円

千円未満切り上げ

1日当たりの給付単価※ 000円 × 28日 = 当該店舗の給付額 000円

※上限:200,000円

支給額等を必ずご確認の上、「上記内容で申請します」にチェックしてください。

上記内容で申請します (売上高は税抜き金額で計算した)